

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社テクノクラフト			コード	622A
提出日	2026/9/18	異動（予定）日	2026/9/18		
独立役員届出書の提出理由	新規上場に伴う届出のため				
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	山本 善政	社外取締役	○												○	指定	有	
2	山井 佳子	社外取締役	○												○	指定	有	
3	今川 慎一	社外監査役	○												○	指定	有	
4	丸山 央	社外監査役	○								△					指定	有	
5	松浦 康次	社外監査役	○								△					指定	有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はございません。	社外取締役の山本善政は自ら起業し、同社を上場に導いた豊富な経営者としての知見を有する他、複数の社外取締役を歴任する等、様々な立場での深い知見を有することから、当社の社外取締役に招聘したものでございます。なお、同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系及び取引関係等において利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、当社独立役員として指定しております。
2	該当事項はございません。	社外取締役の山井佳子は上場企業において長年経営管理・営業支援等に従事し、経営管理高度化を目指す当社において、高度な知見を有することから、当社の社外取締役に招聘したものでございます。なお、同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系及び取引関係等において利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、当社独立役員として指定しております。
3	該当事項はございません。	社外監査役の今川慎一は経営に関する豊富な経験を有するとともに、業務執行の監督機能として相応しい経験と知見を有していることから、当社の社外監査役に招聘したものでございます。なお、同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系及び取引関係等において利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、当社独立役員として指定しております。
4	2023年9月期まで顧問弁護士として取引がございましたが（年間取引額は当社売上高の1％未満）、以降、取引はございません。	社外監査役の丸山央は弁護士として法律等に関する専門知識、豊富な経験を有しており、当社経営陣から独立した監視・監査機能を有するとともに、客観的・中立的な立場で監査しうる人物であると判断し、当社の社外監査役に招聘したものでございます。過去に顧問弁護士としての取引実績はあるものの、その取引金額は極めて軽微です。現在において、同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系及び取引関係等において利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、当社独立役員として指定しております。
5	2023年9月期まで弁理士として取引がございましたが（年間取引額は当社売上高の1％未満）、以降、取引はございません。	社外監査役の松浦康次は弁理士として特許に関する深い知見を有し、当社の研究開発活動にあたり適切かつ適正な監査の実行を期待して社外監査役に招聘したものでございます。過去に弁理士としての取引実績はあるものの、その取引金額は極めて軽微です。現在において、同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系及び取引関係等において利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、当社独立役員として指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役に1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。